

四日市市告示第186号

四日市市物品調達等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市物品調達等に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市物品調達等に関する要綱（平成16年四日市市告示第87号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（見積書の省略）</p> <p>第5条 四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第29条ただし書の規定により見積書の徴収を省略することができるのは、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p>（4） 予定価格が10万円<u>以下</u>の物品（備品を除く。）を購入するとき。</p> <p>（5） （略）</p>	<p>（見積書の省略）</p> <p>第5条 四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第29条ただし書の規定により見積書の徴収を省略することができるのは、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>（1）から（3）まで （略）</p> <p>（4） 予定価格が10万円<u>未満</u>の物品（備品を除く。）を購入するとき。</p> <p>（5） （略）</p>

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（総務部調達契約課）